

六 傷害保證ニ関スル件

傷害応急處置用常備藥器醫設置等必要ナル設備ヲナシ會社側並ニ従業員側ヨリ合數ノ委員ヲ擧ゲ兩委員ヨリ成ル管理委員會ニ依リ管理スル事トシ會計報告ハ毎月確實ニ實行ノコト

七 給料ニ関スル件

現在支給セル利益配當ヲ本給ニ繰入レルコト、給与規定中罰則ニ就テハ審査委員會ニ於テ決定ノコト 但シコノ規定ハ現業員ニ適用シ新入社ノ者ニ對シテハ日給制度ヲ採用スルモ異議ナキコト

八 服装改善ニ関スル件

冬服上下並ニ外被一着宛毎年夏服上下ヲニケ年毎ニ着宛支給スルコト
制帽ハ羅紗製ノモノニ一之シ茶帽ノ夏帽子ヲ添スルコト標準ハ市電程度ノモノ
(実行期ハ昭和三年十月十五日ヨリ) 但シ外被ハ現在ノ冬服ヲ一時流用スルコト
九 退職積立金ニ関スル件

六ヶ月以上勤続ノモノニアリテハ退職ノ際ニ支拂フコト、レ退職前特列事情ヲ除キ五日以テニ予告スルコト 但シ不都合ノ處置ニ依リ解雇セラレタル場合ハ此ノ限リニアラズ右解雇場合ハ審査委員ニ於テ決定スルコト、各自ノ積立額ヲ明示スル為各自ニ帳簿ヲ與ヘ毎月正確ニ記入スルコト。積立額ハ後述通りノコト(繰入金額ヲ除ク支給ノ一割乃至三割ヲ積立ルコト)

一〇 昇給規定ニ関スル件

別紙日給制ニ採用昇給規定ニ準シ適用スルコト其ノ適用ハ既得權ヲ侵害セヌコトヲ原則トス現行法ヨリ六ヶ月以内ニ昇給スル者ハ現行法ヲ適用シ六ヶ月以上ノ者ハ新給ニ依ルコト

一一 賞與ニ関スル件

配當年ニ割ヲ毎月積立 箇キ期末ニ於テ支拂フコト但シ以上利益アリタル時ハ加上シテ支拂フコト

一二 時間外手当ニ関スル件

會社ノ命ニ依リ時間外ニ業務スル勤務シタル時ハ一時間ニ付テ月給ノ二百分ノ一ヲ支拂フコト(但シ公出ノ場合ハ月給ノ三十分ノ一ヲ給スルコト)

一三 公傷ニ関スル件

勤務中傷害ヲ受ケ爲メニ欠勤シタル場合ハ欠勤ト見做ササルコト

一四 年掌公休ニ関スル件

一ヶ月三日間ノ公休ヲ與フル事但シ公休日ハ当該主任ノ室メタル日トス室メタル日以外ト雖モ前日ニ申出タル時ハ公休ト見做スコト

一五 年掌賞與ニ関スル件

年掌賞與ニ関スル件